

利益相反管理方針

WeCapital 株式会社及びグループ各社（以下「当社グループ」といいます。）は、「利益相反管理方針」を制定し、その概要を以下のとおり公表いたします。

1 目的

「利益相反管理方針」は、匿名組合契約の募集の取扱い及び私募の取扱いに伴いお客さまの利益を不当に害することがないように、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を特定・類型化し、利益相反の発生を管理・防止するための管理体制を構築することを目的としております。

2 利益相反管理態勢の整備

当社は、内部管理統括責任者を当社の利益相反管理統括者と定め、独立した立場で利益相反取引を一元的に管理します。また、役職員等に対する研修等により利益相反管理についての周知徹底を図るとともに、利益相反管理の有効性を適切に検証します。また、内部監査部門は定期的に管理態勢を検証し、必要に応じて見直しを行います。

3 利益相反管理の対象となる取引の類型

利益相反取引をあらかじめ特定する方法として、お客様と行うことが想定される取引が以下の類型に該当する取引の場合は、当該取引形態を利益相反取引として特定します。

	お客様と 当社又は当社グループ会社	お客様と 当社又は当社グループ会社の他のお客様
利益対立型	お客様と当社又は当社グループ会社の利害が対立する取引	お客様と当社又は当社グループ会社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社又は当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当社又は当社グループ会社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社がお客様の取引を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客様との取引を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社の他のお客様が利益を得る取引

4 利益相反のおそれのある取引の管理

当社は、利益相反取引であると特定した対象取引に関して、お客様の利益を最大限保護・確保するため、次の方法によって利益相反状況を管理又は解消します。

- (1) 利益相反のおそれのある取引又は該当するお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (2) 利益相反のおそれのある取引又は該当するお客様との取引を中止する方法
- (3) 利益相反のおそれのある取引に伴い、取引関係者が不当に害されることについて、当該取引関係者に適切に開示する方法
- (4) その他利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方法

なお、前述の方法を用いて利益相反状況を管理又は解消する場合は、別途規定する審査委員会において十分な審査を行います。

5 利益相反の管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる主な関連会社等は、以下のとおりです。

- ・ TSM 総合ファーム株式会社
- ・ ヤマワケエステート株式会社
- ・ ヤマワケレンディング株式会社
- ・ ヤマワケアート株式会社
- ・ ヤマワケギャランティ株式会社
- ・ WeCapital Holdings, Inc.

2024年6月28日制定